

# くらのうえ薬局は 厚生労働大臣が定める保険薬局です

- どの病院・診療所の処方せんでも受け付けます。
- 患者さんの服用するお薬の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成して、お薬によるアレルギーや副作用の有無を確認します。
- 複数の病院・診療所からお薬が処方されているようなときにはお薬の重複や相互作用の有無を確認します。
- 処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さんのお宅を訪問して服薬指導等を行います。



## 許可区分 | 薬局

名称:くらのうえ薬局

所在地:佐賀県鳥栖市蔵上4丁目195番地

許可番号:第215003号

有効期間:令和3年1月1日から

令和8年12月31日まで



## 開設者

株式会社アリタス 代表取締役 星野 崇



## 取り扱う一般用医薬品

薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く)

要指導医薬品

第1類医薬品

指定第2類医薬品

第2類医薬品

第3類医薬品

## 開局時間のご案内

月・火・木・金:9:00-18:00

土: 9:00-13:00

**【水・日・祝日】 お休み**

### ●夜間・休日等加算の対象時間

平日 19:00(土曜日 13:00)

から翌朝-8:00まで

※1月1-3日および、

12月29-31日は休日扱い

### ●営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 6:00-8:00、18:00-22:00の間で開局時間外

深夜加算 22:00-6:00の開局時間外

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

緊急連絡先

0942-81-5192

# 医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

## 1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

## 2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

## 3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

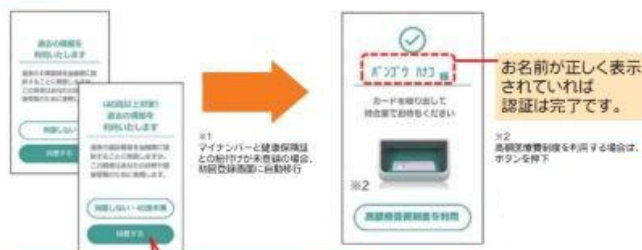
オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



**1** カードリーダーにマイナ保険証を入れて、本人認証をおこなってください。



**2** 各種同意画面で回答を選択し、認証完了を確認してください。



### 一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い医療が受けられます

医療機関・薬局に受診等した際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の情報に基づいた診断や重複する投薬を回避した適切な処方や指導などを受けることができます。



# 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、  
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2分の1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められた場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 施設基準の一覧について

当薬局は、以下の施設基準等に適合している旨、各所属厚生局に届出を行っております。また、患者さんが薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

調剤基本料1	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	59点
連携強化加算	5点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	290~650点
調剤ベースアップ評価料	4点
バイオ後続品調剤体制加算	50点

---

※患者さんの個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。

# 明細書について

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。

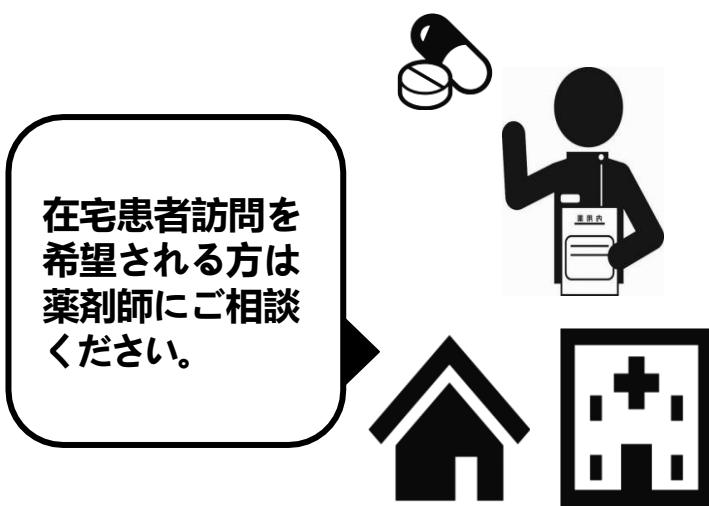


ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者さんについても明細書の発行が義務付けられております。

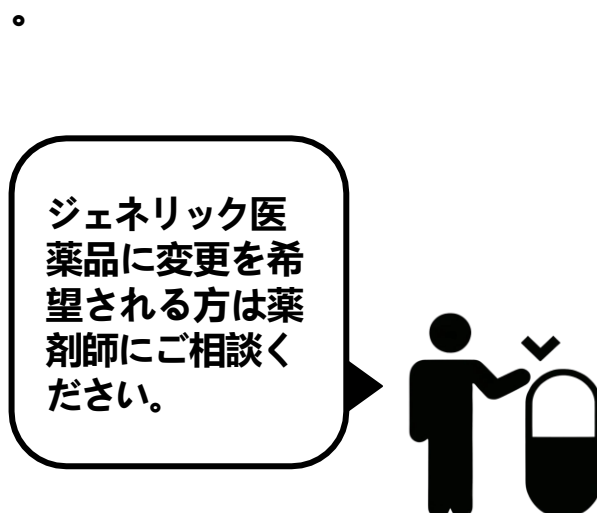
## 在宅訪問

当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは在宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導等を行います。



## 後発医薬品

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っています。



## 保険外負担に関する事項

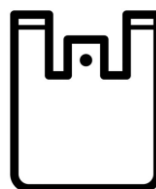
当薬局は、療養給付と直接関係のない項目において、実費で負担いただくものがありますので、ご了承ください。一包化など治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規程の調剤報酬点数表に従い算定いたします。



軟膏・水剤・点眼・点鼻等  
薬剤の容器代  
30円～50円



患者の希望による  
甘味料等の添加  
0円



レジ袋 5円



患者の希望による  
服薬カレンダー  
※店舗在庫により異  
なります。100円～

# 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

## 医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説

### 【医薬品副作用被害救済制度】

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては下記にお問合せください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/index.html>

健康救済制度相談窓口 TEL 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)

## 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置

医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。

## 苦情相談窓口

所轄する保険福祉(環境)事務所または保健所名:	佐賀県庁 薬務課
苦情相談窓口電話番号	0952-25-7082
苦情相談窓口受付時間	8:30-17:15



## お薬相談・健康相談会の実施

調剤だけでなくおくすり相談や健康チェックも行っています

おくすり相談

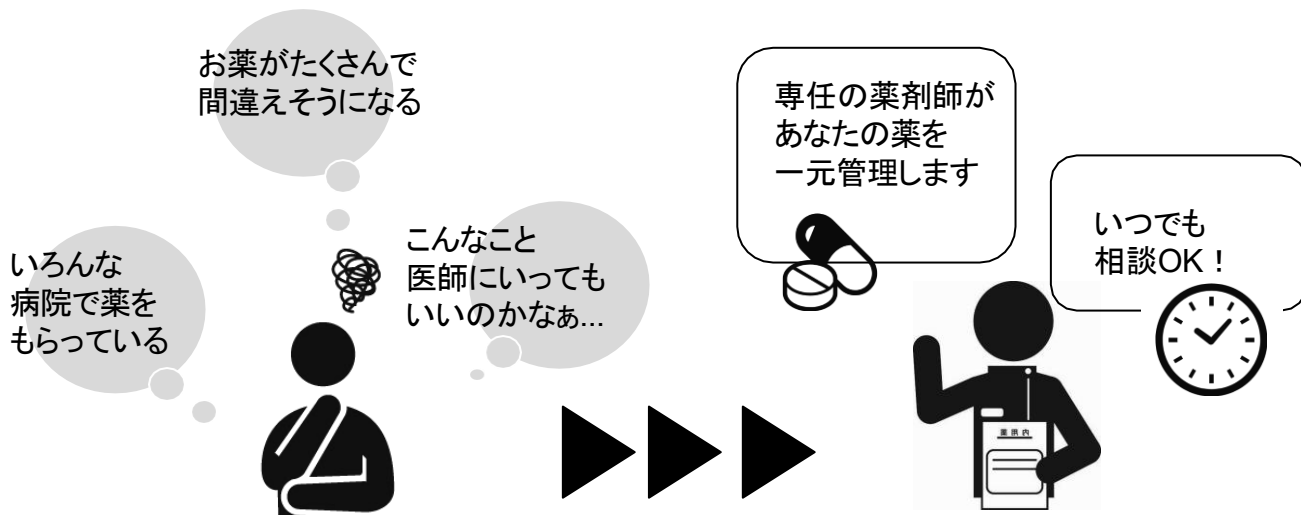
健康チェック



日頃よりご利用いただいている患者さん、ご近所の皆様のお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

# かかりつけ薬剤師 (担当薬剤師)

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください

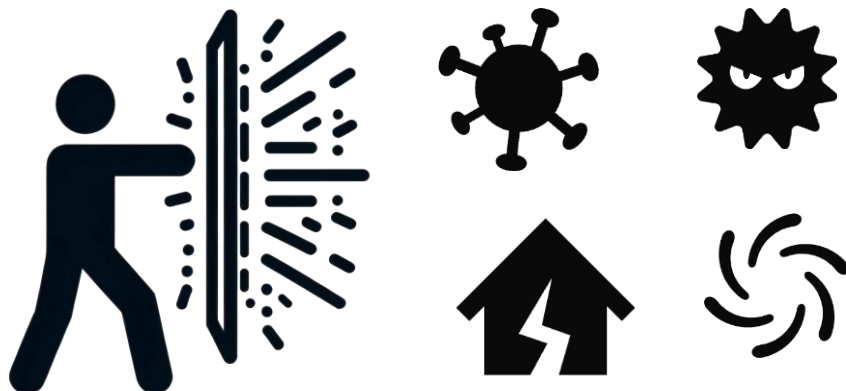


担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週31時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

## 感染・災害発生時の対応体制を備えています

当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも、迅速に対応できる体制を備えています。



他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

# 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。  
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 介護保険の方

### 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建居住者以外

**518** 単位/回



同一建物居住者

**379** 単位/回(2-9人)

**342** 単位/回(10人以上)

1単位=10円 10単位=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

### 在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

**650** 点/回



同一建物居住者

**320** 点/回(2-9人)

**290** 点/回(10人以上)

1点=10円 10点=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。



在宅医療に係る  
医療費



患者さん宅への調剤した薬の  
持参料

療養給付と直接関係のない左記項目において、原則、当薬局では実費のご負担はありません。

# 当薬局の指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

## (事業の目的)

### 第1条

- 1 指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」というが行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## (運営の方針)

### 第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## (従業者の職種、員数)

### 第3条

1. 従業者について
  - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
  - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

## (職務の内容)

### 第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供または助言を行う。

### 第5条

#### (営業日および営業時間)

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
2. 通常、平日の9:00～18:00、土曜日の9:00～13:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

## (通常の事業の実施地域)

### 第6条

1. 通常の実施地域は、鳥栖市、久留米市、筑紫野市の区域とする。

## (指定居宅療養管理指導等の内容)

### 第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - ・処方箋による調剤（患者さんの状態に合わせた調剤上の工夫）
  - ・薬剤服用歴の管理
  - ・薬剤等の居宅への配達
  - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - ・患者さんの住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）
  - ・情報通信機器を用いた居宅療養管理指導等の実施（必要かつ適切と認められる場合）

## (利用料その他の費用の額)

### 第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道	0～2	km	0円
・片道	2～10	km	0円
・片道	10	km超	0円

## (緊急時等における対応方法) 第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。
2. 災害や新興感染症の発生時等においては、あらかじめ作成した業務継続計画（BCP）等の手順に基づき、関係機関と連携して必要な対応及びサービスの継続に努める。

## (その他運営に関する重要事項) 第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
  2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
  3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
  5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 本規程は 令和8年6月1日より施行する。

# 介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

## 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

## 2. 営業日および営業時間

平日：	9:00	～	18:00
土曜日：	9:00	～	13:00
休 日：	日・祝		

※なお緊急時は上記の限りではありません。

## 3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

## 4. 苦情相談窓口

佐賀県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

(電話： 0952-26-1477 )

所轄の介護保険担当窓口〔 鳥栖地区広域市町村圏組合

(電話：0942-81-3315)

## 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する 掲示義務等

### <在宅医療に係る交通費>

患者への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道	0～2	km	0円
・片道	2～10	km	0円
・片道	10	km超	0円

### <薬剤の容器代>

容器1個につき 30～50円を徴収

### <患者へ調剤した医薬品の持参料>

患者さんの都合・希望に基づく医薬品の持参料 0円

### <希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)  
1製剤につき 0円

### <希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)  
1週間分につき 0円

### <希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)  
希望により注文販売します 100～1,000円位  
(商品により異なります)

### <情報通信機器を用いた服薬指導（オンライン服薬指導）> 通信

環境の運用に要する費用 0円  
医薬品等を患者さんに配送する際に要する費用 790円～

